

筑西市入札及び契約手続等に係る不当な働きかけに関する取扱要綱を次のように定める。

令和4年3月1日

筑西市長 須藤 茂

### 筑西市入札及び契約手続等に係る不当な働きかけに関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務、役務の提供及び物品の調達（以下「建設工事等」という。）に係る入札及び契約手続等（以下「入札等」という。）の透明性、公平性及び公正性の一層の向上を図るため、職員が入札等に係る職務の執行に当たって不当な働きかけ、口利き行為等（以下「不当な働きかけ」という。）を受けた場合の対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(不当な働きかけを行う者)

第2条 この要綱の対象となる不当な働きかけを行う者は、入札等に関し、職員に対して次条に定める不当な働きかけを行う全ての者とする。

(対象となる不当な働きかけ)

第3条 この要綱の対象となる不当な働きかけは、入札等に関し、職員に対して勤務時間の内外にかかわらず行われる行為であって、次に掲げるものとする。

- (1) 特定の者に対し、競争入札に参加させること又は参加させないことを依頼する行為
- (2) 特定の者に対し、業務を受注させること又は受注させないことを依頼する行為
- (3) 特定の者に対し、有利又は不利となる発注方法又は入札参加条件の選定を促す行為
- (4) 事後公表としている入札参加予定者の情報又はその数、最低制限価格その他の発注に関する情報を公表前に聞き出そうとする行為
- (5) 非公表としている設計金額、積算基準その他の設計に関する情報を聞き出そうとする行為
- (6) 談合につながるおそれがあると認められる行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか当該行為により特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれがあると認められる行為

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、不当な働きかけの対象としない。

- (1) 不当要求行為に該当する行為であつて、法令（条例、規則等を含む。）の規定によりその対応が別に定められている行為
- (2) 陳情書、要望書等の書面を提出する行為
- (3) 不特定の者が傍聴できる公開の場（市議会、審議会、公聴会等）で行われた行為
- (4) 通常の営業活動の範囲であることが明らかな行為
- (5) 入札等に関する事実の確認であることが明らかな行為
- (6) 筑西市競争入札参加業者指名選定委員会設置要綱（平成17年市告示第9号）第8条第2項に規定する指名業者推薦書を提出する行為

（職員の責務）

第4条 全ての職員は、建設工事等の多くが経済活動や市民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであることを自覚し、発注事務に関して市民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。

- 2 職員は、不当な働きかけを受けたときは、これを拒否するなど毅然とした対応を行わなければならない。

（記録及び報告）

第5条 職員は、不当な働きかけを受けたときは、直ちに所属長に報告するとともに、当該不当な働きかけの内容等を不当な働きかけに関する報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に記録しなければならない。

- 2 前項の場合において、報告を受けた所属長は、その内容が不当な働きかけに該当するか否かについての意見を報告書に付記し、所属部長に報告するものとする。
- 3 前項の場合において、報告を受けた所属部長は、その内容が不当な働きかけに該当するか否かを判断し、不当な働きかけに該当すると判断したときは報告書に意見を付記し、総務部長の合議を経たうえで、市長に報告するものとする。

（必要な措置）

第6条 不当な働きかけの内容が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条に規定する暴力的要求行為に該当するおそれがあるときは、直ちに警察に通報するものとする。

- 2 不当な働きかけの内容が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第8条若しくは刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する入札の公正を害すべき行為に該当するおそれがあるとき又は筑西市建設工事等指名停止等措置要綱（平成17年市告示第13号）第2条に規定する指

名停止の措置要件に該当するときは、警察及び公正取引委員会に通報するとともに、筑西市建設工事公正入札調査委員会設置要綱（平成17年市告示第17号）第1条に規定する筑西市建設工事公正入札調査委員会における調査審議又は筑西市建設工事等入札参加資格審査会設置要綱（平成17年市告示第7号）第1条に規定する筑西市建設工事等入札参加資格審査会における審査その他の必要な措置を執るものとする。

（公表）

第7条 市長は、不当な働きかけの内容に応じ、必要と認めるときは、市ホームページ等においてその内容を公表するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

市長	副市長	部長	次長	課長	主管課	
合議（総務部）		部長	次長	調整監	契約主管課長	契約主管課

不当な働きかけに関する報告書

年 月 日

報告者 所属

職氏名

対応日時	年 月 日（ ） 時 分頃
対応した場所	
対応職員（職氏名）	
不当な働きかけをした者 （確認できた事項について記載すること。）	会社名等： 役職・氏名： 住所連絡先： その他：
不当な働きかけの手段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> その他（ ）
不当な働きかけの内容 （状況を含めて具体的に記載すること。）	入札等の名称：  
対応の概要	
所属長の意見	
所属部長の意見	